

令和3年11月16日

生徒・保護者 各位

青森県立青森南高等学校  
校長 中道 哲

**新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における  
感染拡大防止対策の変更について（お知らせ）**

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和3年11月12日付けで青森県教育委員会から下記の内容で通知がありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染状況については、全国的に落ち着きを見せており、県内の学校での感染拡大も確認されていないことを踏まえ、県立学校における11月12日（金）から当面の間の感染拡大防止対策について、下記のとおり変更（下線部分）となりました。

なお、下記にあります「部活動実施上の留意事項」、「対外試合及び合宿に当たっての留意事項」は本校HPに掲載していますので、御確認ください

生徒及び保護者の皆さまには、引き続き感染症対策への御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

**1 部活動について**

(1) 活動日数

「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができる。

(2) 活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）

② 感染経路の遮断

こまめな手洗い等による手指衛生の徹底を図るとともに、ミーティング時等、会話する際はマスクを着用すること。

③ 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

#### ④ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面や給水等の際には、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

#### ⑤ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

以上のほか、別添「部活動実施上の留意事項について（通知）」（令和2年12月21日付け青教ス第919号、学校HPに公開）を参照の上、感染拡大防止対策を講じること。

### （3）対外試合

他校との試合（練習試合を含む。）は、県内外問わず実施可能とする。

ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認の上、その必要性を十分に検討して最小限にとどめるとともに、別紙（学校HPに公開）に基づき万全の感染拡大防止対策を講じること。

### （4）合宿

合宿は、実施可能とする。

ただし、実施に当たっては、合宿する地域の感染状況等を事前に確認の上、その必要性を十分に検討して最小限にとどめるとともに、別紙（学校HPに公開）に基づき万全の感染拡大防止対策を講じること。

## 2 外部人材の活用について

外部人材による指導を実施可能とする。ただし、実施に当たっては、その必要性を十分に検討して最小限にとどめるとともに、児童生徒と近距離で対話したり接触したりする活動を避け、万全の感染拡大防止対策を講じること。さらに、外部人材に対して事前に健康チェックを依頼し、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は中止又は延期すること。

また、外部人材及び児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

## 3 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底すること。

## 4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。